

鶴岡市立荘内病院未収金回収業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「鶴岡市立荘内病院未収金回収業務」に係る契約の相手方となる者の選定に当たり、公募型プロポーザル（企画提案）方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務名

鶴岡市立荘内病院未収金回収業務

3. 業務内容及び契約期間

別紙「鶴岡市立荘内病院未収金回収業務委託仕様書」のとおり

4. 予算額

「非公表」

5. 実施形態

「公募型」

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

（１）弁護士又は弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第３０条の２第１項に規定する弁護士法人であること。

（２）令和５年４月１日現在、過去３ヶ年において、国、地方公共団体又は独立行政法人若しくは公的医療機関から未収金回収業務を受託し、当該業務を履行した実績を有する者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

（４）租税に滞納がないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

（６）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと

（７）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員の関係者でないこと。

7. 実施スケジュール

令和5年6月 1日（木）	公募型プロポーザル実施の開始
令和5年6月19日（月）	実施要領等に関する質疑受付期限
令和5年6月26日（月）	実施要領等に関する質疑回答
令和5年6月30日（金）	参加申込書提出期限
令和5年7月 5日（水）	参加資格の審査結果の通知
令和5年7月14日（金）	提案等の提出期限
令和5年7月中旬予定	プレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和5年7月下旬予定	選定結果通知
令和5年10月1日予定	未収金回収業務委託契約締結

8. 参加手続

（1）実施要領・仕様書の配布

①配布期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月29日（木）まで

②配布方法

鶴岡市立荘内病院ホームページに掲載する。

（2）質問の受付及び回答

- ①実施要領等に係る質問は、別添の質問書【様式1】により、電子メールで行うこと。
メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名等」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

※電子メールにより提出後、必ず電話等で医事課へ送信した旨を伝え、医事課が受信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- ②提出期限 令和5年6月19日（月）17時15分まで

- ③提出先 鶴岡市立荘内病院医事課

E-mail iji@shonai-hos.jp

電話番号 0235-26-5111 内線6120

- ④回答方法 令和5年6月26日（月）17時15分までに、鶴岡市立荘内病院ホームページに掲載する。なお、回答は本実施要領その他配布書類の追加又は修正とみなす。

（3）提出申込書の提出

①提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ア 参加申込書【様式2】 | 1部 |
| イ 法人概要が分かる資料 | 1部 |
| ウ 弁護士資格を有することを証明する書類の写し | 1部 |
| エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 1部 |

オ 令和３年度法人決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書の写し）

※なお、エからオまでの書類については、発行日が３ヶ月以内のものに限る。写しも可とする。

キ 役員名簿（氏名・ふりがな・生年月日・性別の記載があるもの） １部

ク 暴力団等の排除に係る誓約書【様式３】 １部

ケ 委任状【様式４】 １部

（本社から営業所等へ契約等の権限を委任する場合のみ提出すること）

②提出期限

令和５年６月３０日（金）１７時１５分まで（必着）

③提出方法

持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する信書便（以下「郵便等」という）による提出に限る。

なお郵便等の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和５年６月３０日１７時１５分までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

④提出先

〒９９７－８５１５ 山形県鶴岡市泉町４番２０号

鶴岡市立荘内病院医事課

電話番号 ０２３５－２６－５１１１ 内線６１２０

⑤参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

９．企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出する物とする。

（１）提出書類

ア 企画提案書（任意様式） ８部

次に掲げる事項を含む内容とし、Ａ４版で作成すること。

①業務実施方針

②組織・実施体制

（ア）業務執行体制、責任体制等

（イ）実施予定人員、業務実施者の業務経験・資格等

（ウ）コンプライアンスに対する体制及び取組について

（エ）個人情報保護に対する業務体制及び取組について

③業務実施方法

（ア）催促方法、回数等

（イ）回収不能事案の基準及び報告書記載事項等

（ウ）滞納者に対し個々の経済状況を勘案し、分納、公的支援等法律に則した提案を行う等相談業務の対応方法

（エ）当院との連絡・調整・報告方法等

- (オ) 居所不明者等の調査方法
- (カ) 法的措置（支払督促、訴訟等）の実施体制、法的措置実施において委託者負担となる費用の詳細
- (キ) その他、効率的な未収金回収方法

④未収金回収業務受託実績・回収実績

過去３ヶ年における、国、地方公共団体又は独立行政法人若しくは公的医療機関の受託実績・回収実績（必ず実名で記載すること）

⑤受託債権の半年間の回収目標率（単位：％）

イ 委託費成功報酬見積書【様式５】 ８部

※なお、回収業務委託見込み件数、債権額については、参加申込書の提出があった者に対して交付又は郵送する。

(２) 提出期限

令和５年７月１４日（金）１７時１５分まで

(３) 提出先

〒９９７－８５１５ 山形県鶴岡市泉町４番２０号
鶴岡市立荘内病院医事課
電話番号 ０２３５－２６－５１１１ 内線６１２０

(４) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする）

１０．審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル選定委員会が審査する。企画提案書及びプレゼンテーションをもとに提案内容を以下の評価項目及び評価基準に基づき採点し、最優秀提案者（最高得点を獲得した事業者）を契約候補者として決定する。

ただし、採点がプロポーザル選定委員会の設定した最低点に達しない場合は、契約候補者とはしない。

【プレゼンテーションの概要】

- ア 実施日 令和５年７月中旬
- イ 実施場所 鶴岡市立荘内病院内
- ウ 提案時間 ２０分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこと）
- エ 質疑応答 １０分間
- オ 参加人数 ５人以内
- カ 電子データによる提案説明を行う場合は、スクリーン以外の必要な器材は、提案者が準備すること。
- キ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ク 詳細については、別途通知するものとする。

【評価項目及び評価基準】

番号	項目	評価基準
①	業務実施方針	・市立病院の信頼性に配慮した取組であるか ・医療費の特性を理解した上での取組であるか
②	組織・実施体制	・十分な組織体制・人員配置を有した本業務の実施に適応した提案となっているか ・業務従事者の効率性を有しているか ・コンプライアンスに対する重要性を認識し、本業務の実施に適応した提案となっているか ・個人情報保護に対する重要性を認識し、本業務の実施に適応した提案となっているか
③	業務実施方法	・債権回収の強化に繋がる効果的で現実性がある提案となっているか ・市民負担の公平性を損なうことのない債権管理が可能な提案となっているか ・債務者（未納者）の立場や状況への配慮が十分になされた提案となっているか ・適切な手法・頻度による本業務の実施に適応した提案となっているか ・居所不明滞納者や滞納者の死亡時における相続人調査は本業務の実施に適応した提案となっているか ・その他効率的な未収金回収方法の提案となっているか
④	事業実績	・国、地方公共団体又は独立行政法人若しくは公的医療機関で、十分な受託実績・回収実績を挙げているか
⑤	回収目標率	・提案された回収目標率は、実現の可能性を有しているか ・最低目標率以上の率になっているか
⑥	委託費（成功報酬率）	・業務委託に係る成功報酬率は低廉か

1 1. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーションに参加した全ての事業所に文書にて通知する。
- (2) 通知予定日 令和5年7月下旬

1 2. 通知書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出期限後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13. 情報公開及び提供

当院は企画提案者から提出された企画提案書等について、鶴岡市情報公開条例（平成17年10月1日条例第8号）の規程による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出、プレゼンテーション参加に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

本プロポーザルへの参加を辞退する場合、また参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに鶴岡市立荘内病院医事課あてに書面【様式6】を提出し届け出ること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、当院は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 契約に至った場合は、鶴岡市競争入札参加資格審査申請を行うこと。

15. 問合せ先

〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号

鶴岡市立荘内病院医事課

電話番号 0235-26-5111 内線6120

16. 鶴岡市立荘内病院概要

(1) 入院患者数 132,462人 (令和4年度)

(2) 外来患者数 180,758人 (令和4年度)

(3) 医業収益 11,037百万円 (令和4年度)

(4) 未収状況(平成5年3月31日現在)

平成30年度分個人未収額 7,234,004円(298件)

令和元年度分個人未収額 6,831,421円(266件)

令和2年度分個人未収額 9,305,195円(368件)

※委託する金額とは関係ありませんのでご注意ください。